

地震に関するお知らせ

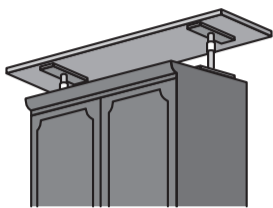
東日本大震災では、多くの方々が被災し尊い生命や貴重な財産が失われました。現在でも余震が続いています。被害を避けるため、次のことにお気をつけください。

地震の備えは大丈夫ですか

①負傷しないよう、家具類の転倒防止を

家具類が倒れたり、飛んで来た本や食器類により大けがをしたり亡くなることもあります。転倒防止は身を守る重要な対策です。自分で

できない場合は専門家に相談しましょう。
【市では、高齢者、障害者への助成をしています】



②建物は大丈夫?建物の耐震診断と必要な補強を

間取りや階層によっても異なりますが、特に、昭和56年以前の建物は要注意です。専門家に耐震診断などの相談をしてみましょう。

【市では、耐震診断、耐震改修に助成をしています】



③家族の安否確認方法を

災害発生時は、携帯電話が長時間不通になります。外出中の家族の安否確認の方法を決めておきましょう。

【NTTの災害伝言ダイヤル171が活用できます】

④ガス、水道、電気が止まります。3日分の備蓄を

ガス、水道、電気が無いことを想定して、必要な備品を準備しておきましょう。水、食料、簡易トイレなどは最低3日分を。医薬品や懐中電灯、携帯ラジオ、子ども用品などを用意し、持ち出し品はリュックに入れて分かりやすい場所に。



⑤外出中は慌てて行動せず、被災状況をまず把握しましょう

交通機関が不通になります。帰路の被災状況が分からないまま行動すると大変危険です。慌てて行動せず、正しい情報を得て慎重に行動しましょう。勤務先、通学先に災害時帰宅用品の準備があればより安心です。



地域の支え合いで被害を減らす

いざという時に頼りになるのは、ご近所の力です。

①日頃からお隣、ご近所と親しくしておきましょう

万一の時は、近所同士で声を掛け合い、助け合うことが重要です。日頃から挨拶するなど、親しくしておくよう心掛けましょう。

②地域の防災訓練に参加しましょう

防災の心得が役立ちます。地域の防災訓練には積極的に参加し、防災知識を学びましょう。地域の方々とお話する機会でもあります。

【地域の自治会に自主防災組織が設置されています】



地域で行われる防災訓練では、防災知識を学ぶとともに住民同士の連携も確認(百合台小学校)

③地域で支え合い、助け合いましょ

災害発生直後は初期消火・安否確認・救助・要援護者支援などの活動に、被災生活時は避難所運営・物資提供・心のケアなどに、復旧復興時はまちづくり提案などに地域の力が発揮されます。

市川市の災害時の緊急情報を知ることができます

- 市公式Webサイト(市ホームページ)
- メール情報サービス(緊急情報) ※登録が必要です。
info@city.ichikawa.chiba.jp
または右のQRコードから空メールを送信し、受信メールに記載されているURLをクリックしてください。配信項目は、登録後に変更できます。メールの受信には通信料がかかります。
- いちかわケーブルネットワーク(CATV) アナログ9ch/デジタル11ch
- 防災行政無線



市川市の助成制度 (担当課にご相談ください)

■住宅の耐震補強 (☎704-0274 建築指導課)

①耐震診断助成制度

昭和56年5月31日以前に建てられた市民の方が所有し居住している住宅を耐震診断士によって調べてもらう場合に、市がその費用の一部(3分2)を助成します。[上限額:木造二階建て住宅8万円、分譲マンション100万円]

②耐震補強工事助成制度

耐震診断の結果、耐震性が低い住宅の補強工事を行う場合に、市がその費用の一部を助成します。[上限額:木造住宅1戸当たり40万円、分譲マンション1棟当たり1,000万円]

③耐震改修促進税制

耐震改修を行った時は、所得税の控除、固定資産税の減額(固定資産税課)が受けられます。

■コンクリートブロック塀等除去・生け垣化

(☎704-0274 建築指導課/☎318-5760 市川市緑の基金・水と緑の計画課)

ブロック塀の倒壊による負傷防止と道路の通行確保のために、市が道に面した危険ブロック塀の除去・改修費用または生け垣化の費用の一部を助成します。[撤去1万円/メートル、撤去+設置2万円/メートル、生け垣1万5千円/メートル、補強10万円/1戸]

■家具類の転倒防止

(☎334-1151 高齢者支援課/☎334-1168 障害者支援課)

市が65歳以上の高齢者の非課税世帯及び障害者の非課税世帯(障害種別など一定の条件があります)を対象に転倒防止器具を取り付ける費用の一部を助成します。[上限:1万円]

■住宅用火災警報器の給付・設置 (☎334-1152 地域福祉支援課)

65歳以上の高齢者の非課税世帯を対象に必要なに応じて煙感知式火災警報器と台所用警報器を給付及び設置します。[無料]

※この他、現在安心をお届けする制度づくりを検討しています。

災害対策に関する問い合わせは ☎334-1507 / FAX336-8046 危機管理課へ